

入札監理小委員会  
第508回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第508回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年6月12日(火)16:47～17:20

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

○防衛省市ヶ谷地区施設管理業務（防衛省）

2. 事業評価（案）の再審議

○横浜第2合同庁舎の管理・運営業務（財務省）

<出席者>

（委員）

古笛主査、小松専門委員、石田専門委員

（防衛省）

大臣官房会計課 宮田施設管理班長

大臣官房会計課 亀谷警備班長

大臣官房会計課 監物庁舎管理室専門官

大臣官房会計課 東本警備班第一係長

大臣官房会計課 中田施設管理班施設管理係長

（財務省）

関東財務局横浜財務事務所総務課 大塚総務課長

関東財務局横浜財務事務所総務課 高梨課長補佐

関東財務局横浜財務事務所総務課 熊谷合同庁舎管理第1係長

関東財務局横浜財務事務所総務課 北村合同庁舎管理第2係長

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○古笛主査 お待たせいたしました。それでは、ただいまから第508回入札監理小委員会を開催します。

本日は、2件の審議となっております。

1件目は、防衛省市ヶ谷地区施設管理業務の実施状況報告及び評価（案）についての審議を行います。

本案件について、防衛省大臣官房会計課、宮田施設管理班長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○宮田施設管理班長 では、改めまして、防衛省大臣官房会計課庁舎管理室施設管理班長の宮田と申します。本日はよろしくお願ひいたします。お手元にお配りしております資料に沿いましてご説明したいと思います。

まず、実施状況の報告でございます。資料1-1をごらんください。事業の概要でございます。本件、平成29年度の防衛省市ヶ谷地区施設管理業務は、23年度から開始いたしました市場化テストの第3期に当たるものでございます。業務といたしましては、建築、電気、機械といった設備の点検保守業務、及びそれらの運転・監視業務を行います各設備点検保守及び運転・監視業務と、清掃・植栽・廃棄物監理・環境保全業務と、警備・受付業務の3つの業務を委託しているものでございます。

第1期及び第2期におきましては、これらの業務を全て包括いたしまして、3カ年の業務委託を行っていたものでございますが、いずれも1者応札でございましたので、第3期事業の実施に当たりましては、業務を3つに分割いたしまして、平成29年度の単年度、1年間の業務委託を行っているものでございます。

次に、受託事業者でございます。各設備点検保守及び運転・監視等業務につきましては、アズビル株式会社を代表企業といたします計4社の共同体、清掃等の業務につきましては、テスコ株式会社、警備・受付業務につきましては、株式会社アール・エス・シーを代表企業といたします計2社の共同体が受託しております。

次のページに行きまして、受託事業者の決定の経緯でございますけれども、いずれも入札参加者から提出されました企画書を評価した上で、総合評価落札方式によりまして入札を実施し、落札者が決定されているところでございます。

次に、本事業の実施状況及び評価でございます。まず、達成すべきサービスの質の達成状況でございますけれども、いずれの業務におきましても、防衛省・自衛隊の任務の遂行に支障を与えないこと、具体的には、業務の不備による停電や断水等の事象はなかったか、

災害、事故等の緊急時にどのような対処が行われたかなどということについて評価をしております。それぞれ2ページ目から5ページ目に記載をさせていただいているところでございます。

記載のとおり、各業務とも業務の不備に起因する防衛省・自衛隊の業務中断や事故などはなく、また、台風や積雪等の際におきまして、庁舎の状況把握、応急処置並びに除雪作業といった対応を適切に行うなど、確実かつ適正に業務が実施されていることを、日々の業務日誌等におきまして認められたことから、達成すべきサービスの質は達成されていると評価できるものと考えております。

次に、5ページに飛びまして、5ページ下段の民間事業者の提案による改善実施事項ですけれども、防衛省が実施いたします訓練に全民間事業者が参加するとともに、各事業者がそれぞれ独自に訓練を行うことによりまして、危機管理体制の強化が図られたと考えております。

また、そのほかにも記載のとおり、各業務におきまして、様々な改善事項を実施しておりますので、民間事業者の創意工夫によりまして、公共サービスの質の維持・向上が図られていると考えているところでございます。

続きまして、6ページ、実施経費の状況でございます。第3期の実施経費は約26.9億円、個別発注を行ってございました、民間競争入札導入前の平成19年度から22年度までの1年当たりの従来経費は、約22.5億円でございますので、これを単純に比較いたしますと、第3期の経費は約4.4億円の増となっております。

この経費増加の主な要因でございますけれども、7ページの上段に記載しておりますとおり、施設管理の対象となる施設が新たに5つ増えたことや、第3期は単年度契約でありますので、従来第1期、第2期までのような複数年度契約に比べますと、業者としてのスケールメリットとしてのコスト縮減効果が働きにくかったことなどが考えられます。

これらの経費の増加要因と民間競争入札導入前後における業務内容の相違を考慮いたしまして、それらを押しなべまして同条件で経費を比較した場合の評価を、7ページ及び8ページに記載してございます。この場合、従来経費は約20.7億円となりまして、これを比較いたしますと、第1期におきましては約6,200万円、第2期におきましては約6,500万円、第3期におきましては約6,600万円、パーセンテージで言いますと、おおよそそれぞれ3から3.2%の削減効果が出ているという状況でございます。

このことから、各期とも民間競争入札導入前と比べまして経費の削減が実現できており

ますので、全期間を通じて効率的に事業が実施されたと評価できるものと考えております。

続きまして、9ページ、評価のまとめでございます。まず、公共サービスの質及び最低限満たすべき水準に関しましては、防衛省・自衛隊の任務遂行に支障を与えないよう各業務が実施されていることが、日々の業務日誌等において認められたことから、達成されていると評価できるものと考えております。また、民間事業者の創意工夫が発揮された改善提案によりまして、公共サービスの質の維持・向上が図られていると考えております。

続きまして、実施経費につきましても、民間競争入札導入前の従来経費と比べまして、各期とも経費の削減を実現できておりますので、全期間を通じ、効率的な業務が実施されたものと評価できると考えているところでございます。

これを踏まえまして、同じページの今後の事業でございますけれども、市場化テスト終了プロセス及び新プロセスの運用に関する指針における市場化テスト終了基準に当てはめました、第1期から現在実施しております第4期の現時点までの期間全般を通じた本事業の実施状況等につきましては、①から⑦までのとおりです。

①につきましても、事業実施期間中におきまして、民間事業者が業務改善指示等を受けた事実はなく、また業務に係る法令違反行為等はありませんでした。

次に、②につきましても、防衛省におきましては、外部有識者で構成されます入札監視委員会というものが設置されておりますので、本事業の実施状況につきまして外部有識者のチェックを受ける体制が整ってございます。

続いて、③の競争性の確保につきましても、本事業の第1期が1者応募であったことを踏まえまして、第2期の入札に当たりましては競争性改善の観点から、企画書作成期間及び引継ぎ期間の延長、また年齢制限の緩和などの施策を行いましたが、結果、第2期におきましても応募者は1者であったところでございます。

これを踏まえまして、第3期の入札に当たりましては、官民競争入札等監理委員会などにおける調達単位を見直すべきとのご指摘を踏まえまして、事業を3分割するとともに、新たに競争参加資格をA等級からA又はB等級に緩和するなどの施策を実施しました結果、清掃等業務及び警備・受付業務におきましては複数者が入札に参加いたしまして、競争性の改善を実現することができました。

また、入札に参加しなかった業者へヒアリングを行いました結果、入札不参加の主な理由としましては、事業内容そのものではなく、単年度契約であるためスケールメリットがないことや、人員の確保が困難であることによるものであったことを確認いたしました。

これらを踏まえまして、現行、第4期の入札に当たりましては、監査法人に業務委託を行いまして、この市ヶ谷地区施設管理業務の業務範囲の分析・検討を行いまして、それらの意見を踏まえて、調達単位を新たに5分割に見直すとともに、業務期間を3カ年の複数年度とした上で、これまで行ってまいりました競争性改善の施策、並びに企画書作成期間及び人員確保期間等を約2カ月に延長するといった施策を行いました結果、清掃等業務につきましては第3期に引き続き競争性が働き、複数者が入札に参加いたしました。

残りの業務についても1者応札ではありましたものの、資料A-4-1及びA-4-2をご覧いただくとお分かりになるかと思うんですけれども、落札率が下がってきていることから、競争性の改善について、良い兆しが見えてきていると思います。また、入札に参加しなかった業者へのヒアリングの結果、入札の参加の主な理由は、事業内容そのものや業務期間ではなく、やはり人員の確保が困難であることによるものを確認したところでございます。

これらのことから、現行第4期の業務5分割並びに3カ年の複数年度契約が、我々としては本事業にとってベストなものであろうと考えております。次期事業以降におきましても、これら今まで行ってきた施策を継続した上で、競争性改善のための不断の検討を行うことによりまして、一定の競争性が確保できるものと考えております。

続きまして、④の公共サービスの達成されるべき質及び⑤の実施経費につきましても、先ほど評価で申し上げたとおりでございます。

次に、⑥の競争性改善のために行った改善ですけれども、先ほど述べましたように、各期の入札に当たりまして我々として考え得る競争性改善のための施策を実施した結果、一部業務の競争性改善の実現並びに他の業務におきましても、改善の兆しが見えてきたところでございます。

最後に、⑦でございますけれども、これは競争性改善等について更なる改善が困難な事情に関する分析でございます。まず、本事業は施設管理に係る複数の契約を包括化した上で、民間事業者の創意工夫が十分に発揮され行われていることから、全期間を通じまして公共サービスの質の維持・向上が図られております。これが各期の経費削減効果に繋がっていると考えておりますので、包括化の業務範囲や業務内容を今後大幅に変更しない限り、現状から大幅な経費削減を実現することは困難であると考えております。

しかしながら、先ほど述べましたように、現状の5分割された業務範囲が競争性の改善に繋がっていることを踏まえまして、現時点におきまして、この業務範囲を見直す必然性

はないものと考えています。

また、これまで競争性改善や経費削減について考え得る検討を行い、業務受注者が保有すべき資格や人員体制などを可能な限り見直すなど、業務内容につきましても改善策を実施してきたところでございますけれども、市ヶ谷地区の各施設は、危機管理官庁の中核として不断に機能する必要がございますので、この特性を踏まえつつ、必要な執務環境を確保し、各種任務が迅速、かつ適正に実施されるよう各業務を実施するためには、現状の業務内容を大幅に見直すことは困難であると考えております。

①から⑦まで説明しましたとおり、本事業につきましては、全期間を通じて、一部の業務における競争性を除きまして良好な実施結果が得られており、また競争性につきましても改善の兆しが見えてきており、次期事業以降においても一定の競争性が確保できると考えられますので、今後の事業におきましては市場化テストを終了し、防衛省の責任において行うこととしたいと考えております。

市場化テスト終了後におきましても、引き続き法の趣旨に基づきまして、公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてまいりたいと考えております。

次に、自己チェック資料について説明いたします。まず、資料1-2につきましてですが、先ほど説明いたしました実施状況報告の9ページ以降、「V 今後の事業」と同様の記載になりますので、説明は割愛させていただきます。

続いて、資料A-5でございますけれども、③は実施状況の中でも少し触れさせていただきましたが、第3期及び第4期の入札に不参加でありました業者へ行ったヒアリング内容をまとめたものでございます。記載のとおり、入札不参加の主な理由は業務内容そのものではなく、事業規模が大きいことに伴う人員確保が困難によるものとなっております。

最後に、④でございますけれども、第3期及び第4期の入札に当たりまして我々が行った広報内容をまとめたものでございます。それぞれの期におきまして、入札説明会や、入札参加が期待される者への個別呼びかけを行ってまいりましたことを記載させていただいております。これらにつきましては今後も継続して行っていく所存でございます。

駆け足で大変申し訳ありませんでしたけれども、説明は以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 防衛省市ヶ谷地区施設管理業務の総務省評価（案）について説明いたします。

事業の概要等につきましては、防衛省から説明がありましたので割愛いたします。

次に、2ページ目です。選定の経緯でございますが、国の行政機関等が所有する一般庁舎等の施設の管理・運營業務を包括的な業務として一本化する提案を、防衛省において検討を進め、平成22年基本方針において選定された事業です。

なお、本事業は平成23年度から開始した市場化テストの第3期目です。第1期及び第2期事業は11業務を包括し、3カ年の複数年度の業務委託を行いました。いずれも1者応札であったため、本事業の実施に当たっては、試行的に業務を分割の上、単年度の業務委託を行ったものです。本事業の入札結果等を踏まえ、平成30年度開始の第4期においては事業を5区分とし、複数年度（3カ年）の業務委託を行っております。

次に評価です。運用指針Ⅱ.1.(2)市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めない事業として、終了プロセスに移行することが適当であると考えています。

次に、評価方法についてですが、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行いました。対象公共サービスの実施内容に関する評価につきましては記載のとおりですが、4ページ目、本事業の不備に起因する防衛省・自衛隊の業務中断や施設利用者等に係る事故はなく、各業務が適切に実施されていることが認められることから、確保されるべきサービスの質及び水準が達成されていると評価できます。

また、民間事業者からの改善提案を実施することにより、重大故障の未然防止、庁舎の衛生環境の向上、危機管理体制の強化が図られました。

次に、実施経費です。第3期である本事業は、第4期の調達単位等の見直しの検討・分析に先立って試行的に単年度で実施、かつ3区分に調達単位を変更した事業であり、従前経費との単純な比較は困難であると考えております。

そのため、経費については、市場化テスト実施前と第1期並びに第2期事業を比較いたしました。削減額につきましては、第1期が6,233万4,000円、第2期が6,540万5,000円、削減率につきましては、第1期が3%、第2期が3.2%となっております。

参考までに、第3期の本事業と市場化テスト実施前の経費について比較する場合、新たに施設管理の対象となった施設に係る経費等の変化要因をそれぞれの経費から控除すると、削減額は1,231万8,000円、削減率は0.6%となっております。

以上のことから、防衛省市ヶ谷地区施設管理業務全般を通して経費の削減が図られ、効率的に事業が実施されたと評価できると考えております。



次に、(5)の業務の特殊性等ですが、事業者に対するヒアリングによりますと、入札不参加の要因は、主として人員確保が困難であることと考えられます。市ヶ谷地区施設管理業務は、敷地面積約24ヘクタールの広大な駐屯地に、約1万人の職員及び施設管理対象建物40施設を有し、市場化テスト事業における中央省庁の施設管理業務の中では、突出して事業規模が大きいものでございます。

防衛省・自衛隊の所在する市ヶ谷地区の各施設は、危機管理、危機対処官庁の中核として不断に機能する必要があることから、この特性を踏まえつつ、必要な執務環境を確保し、各種任務が迅速かつ適正に実施されるよう施設管理各業務を実施するためには、現在実施中である第4期事業の5分割、これ以上の大幅な包括化の業務範囲並びに業務内容の見直しは困難であると考えております。

次に、競争性改善のための取組ですが、複数の業務を1つの業務に包括化、また調達単位を見直して分割、事業について複数年化をする等々の取組を実施しております。

次に7ページ、評価のまとめです。確保されるべき達成目標として設定された質については、全て目標を達成していると評価できます。実施経費につきましても、第1期事業については3%、第2期事業については3.2%の経費削減が図られ、本事業、第3期においても0.6%の経費削減が図られていることから、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価しております。

一方、入札の状況は、第3期の本事業において一部業務が1者応札、第4期事業において一部業務を除き1者応札となっており、競争性に課題が認められます。

今後の方針ですが、入札において第1期事業から一部業務を除き1者の応札であり、競争性に課題が残っているため、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難であります。発注単位の検討、業務の統合・分割化、仕様内容の見直し等という改善を試みていること、最後のページになります。ヒアリングの結果を踏まえ、第4期事業においては複数年度契約を実施していることなどから、第3期である本事業及び現在実施中の第4期事業については、運用指針Ⅱ.1.(2)に当てはまるものとして、市場化テストを終了することが適当であると考えております。

総務省からは以上です。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本事業評価(案)について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

現在の5分割で3年目の途中というところですかね。

○宮田施設管理班長 はい。5分割では、今年、30年度から始まりまして、まさに今、3カ月目でございます。

○古笛主査 というところですね。

○小松専門委員 5分割した場合の応札状況ですけど、1つの事業は複数だけど、ほかはやっぱ1者応札というか、そういう格好になっちゃっているんでしょうか。

○宮田施設管理班長 結果として、清掃の業務を除きまして1者応札となっております。

○小松専門委員 やっぱなかなか分けても難しいという感じなんですかね。

○宮田施設管理班長 結果は1者応札であったんですけども、不参加であった業者にヒアリングを行いました結果、やはりどの業務も一定の人数確保が必要でございまして、2020年にオリンピックが控えていることもありまして、業界全体として人の確保が今は難しい時期であったことが主な要因と聞いておりますので、今回は1者応札だったんですけども、次期は……。

○小松専門委員 オリンピックが終われば期待できる。

○宮田施設管理班長 終われば…、と我々も期待しているところでございます。

○小松専門委員 わかりました。ありがとうございました。

○古笛主査 ほんとうにいろいろやれるべきことはやっていただいた結果というところですよ。

○小松専門委員 やむを得ない。

○古笛主査 でしょうかね。よろしいでしょうか。

○石田専門委員 はい。

○古笛主査 それでは時間となりましたので、審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特段ございません。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

引き続き競争性の確保に努めていただけたらと思います。

本日はありがとうございました。

○宮田施設管理班長 ありがとうございました。

(防衛省退室)

(財務省入室)

○古笛主査 続きまして、2件目は、横浜第2合同庁舎の管理・運営業務の評価(案)についての再審議を行います。

同事業の評価(案)について、総務省より説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 横浜第2合同庁舎の管理・運営業務の評価につきまして、説明させていただきます。資料B-1からB-4までです。

B-1は評価書(案)、B-2とB-3は事務局が財務省からの情報提供をもとに作成した近隣の清掃業務費の推移、近隣の最低賃金の推移、B-4は財務省から提出のありました要望書となっております。

本業務の評価審議につきましては、5月8日の小委員会において審議され、3者応札でわずかながらコスト削減が図られており、終了とする方向とされたところです。審議におきまして、近隣の清掃業務費と比較してはどうか、また、民間の最低賃金と比べて妥当かといったご指摘がございました。

事務局は財務省からの情報提供をもとに、清掃業務費と最低賃金の上昇具合について比較を行いました。資料B-2をごらんください。近隣財務事務所の平成27年度の清掃業務費を100として、それ以降の清掃業務費を比較したものです。横浜で契約をしました平成28年度を見ますと、横浜が対前年41%増と最も高くなっております。

資料B-3をごらんください。こちらの表は、横浜近隣都県における最低賃金の対前年の増減率の推移を表しています。各都県において対前年2、3%台で推移をしております。

資料B-1の3ページのとおり、全域的に横浜ほど清掃業務費が高騰しているとは必ずしも認められる状況にはありませんでした。また、神奈川県における最低賃金の推移は特異なものではありませんでした。このことから、経費増については業務の包括化及び複数年契約によるものが大きいものと考えております。

また、3ページの真ん中の表をごらんください。前回の審議ではわずかにコスト削減が図られておりましたけれども、再度コスト分析を行いました結果、約2,900万円、11.3%の増となりました。

4ページ、(5)の業務の特殊性等において、従来は異なる業者が各々の業務を受注しておりましたけれども、業務を包括化したことで多岐にわたることとなり、下請け等の協力

体制を維持・構築するためのコストが発生した可能性があります。また、入札を見送った業者がいる可能性もあります。複数年化したことに伴い、人件費や資機材等の変動リスクを許容するために、高めに見積もりを行ったことも考えられます。経費増は人件費の増によるものではなく、業務の包括化及び複数年契約によるものが大きいと考えております。

5 ページの最終段落で、以上のとおり、本業務において良好な実施結果を得られたと評価することは困難であり、業務の包括化及び複数年化のあり方の検討など、取り組むべき課題も残っていることから、評価を終了から継続に見直すことが適当と判断することとなりました。

総務省からは以上です。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本事業評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

やっぱり経費の問題ですね。なかなかこれだけ高騰したものを正当化するだけの理由が見当たらなかったの、継続という結果になったということです。

○小松専門委員 28年度だけ見ると、横浜財務事務所が突出して高くなっているのですが、30年度ぐらいになってくると、やっぱり全般的に人件費が上がっているのか、あるいは競争環境が、業者にとって改善されているのかわかりませんが、少し上がってきているのも事実ですよ。だから今やれば、このぐらいの費用でもいいという話になる可能性はあるのですが、やっぱり28年度でほんとと上がっているのはどうも理解できないのと思うのです。

言葉は悪いけれども、業者側が足元を見てきたと考えるほうが妥当かなという気はしているのです。その辺清掃業界は本当によくわからないところがあるので、なかなか断定的なことは言えないのですけれども、もう少しやっぱり改善の余地はあるのかなという気はします。

○古笛主査 はい。

○石田専門委員 ちょっと納得のいかないところもあるかとは思いますが、包括化すると、逆に規模が大きくなって、零細なところが入れなくなり競争が阻害されるという面もあります。過去の例でも、包括化して競争性の確保ができなかったときに、1つではなく3つに分けようとか、5つに分けようかというところの工夫をされていらっしゃると思いますので、今一度その辺をご検討いただきたいということです。

○古笛主査 よろしいでしょうかね。施設の管理・運營業務についてはいろんなところがあるのですけれども、やっぱりちょっと今回のところでは目立ってしまったという形ですので、引き続きご検討いただいととは思いますが。

それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、市場化テストを継続する方向で評価案の修正をお願いいたします。

なお、監理委員会へは、修正後の評価案とともに、修正に至った経緯についてもあわせて報告願います。

続きまして、財務省から要望書を提出したいとの申し出があり、財務省自ら小委に要望内容を伝えたい旨希望しております。財務省関東財務局横浜財務事務所、大塚総務課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は3分程度でお願いいたします。

○大塚総務課長 平成30年5月8日に実施されました入札監理小委員会の結果につきまして、本日再審議となったことから要望を申し上げます。

私ども、業務の包括化の見直しや複数年契約のあり方、また業者への周知方法の見直し等、でき得る限りの方策を講じる必要があるとの評価に対して、今後、当事務所として業務の包括化、複数年契約のあり方等について、多角的視点に立って方策を検討していく所存であります。

しかしながら、2期目の実施に当たって、当事務所で講じる方策だけでは不十分となり得ることも想定されます。そのため、小委員会及び当事務局において求めている具体策等について、あらかじめご教示いただけますようお願い申し上げますというところでございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

財務省からの要望に対して総務省から発言があります。

○事務局 先ほど財務省より、業務の包括化や複数年契約のあり方等について検討していく方針が示されました。事務局としましても、財務省への情報提供など、業務の包括化等の検討状況をフォローしてまいりたいと思っております。

○古笛主査 よろしいでしょうか。先ほど委員からも意見が出ましたけれども、2期目に当たりましては、包括化、分割化というようなところもご検討いただいととは思いますが。

それでは、時間となりましたので、審議はこれまでとさせていただきますが、事務局から、何か確認すべき点はございますか。

○事務局 いえ、特にありません。

○古笛主査 よろしいでしょうか。本日はありがとうございました。引き続きよろしくお願いたします。

○大塚総務課長 ありがとうございました。

(財務省退室)

— 了 —